

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化に的確に対応した施策の展開、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、以下に掲げるように、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(1) 食の安全及び消費者の信頼の確保

国民の健康の保護を最優先とした施策の展開により、食の安全や、消費者の食に対する信頼を確保する。

ア リスク分析に基づいた食の安全確保

リスク分析の考え方にに基づき、有害な微生物や化学物質等が人の健康に与える悪影響の確率と程度について科学的な評価を行い（リスク評価）、その結果に基づき、食品によるリスクを低減するための措置を、その実効性等も考慮して実施する（リスク管理）。リスク評価とリスク管理を行う際には、関係者と情報・意見の交換を行い、施策に反映させる（リスクコミュニケーション）。

① 農場から食卓までのリスク管理の徹底

(7) 生産段階における取組

農薬等生産資材の使用基準を必要に応じ見直すとともに、その遵守の徹底を図る。また、農産物や食品に含まれる有害な物質については、リスクの程度や汚染状況の実態調査を行い、その結果に基づいて適切なリスク管理を実施する。さらに、平成18年度までに、主な作物別のGAP（適正農業規範）の策定と普及のためのマニュアルを整備し、各地域や作物の特性等に応じたGAPの策定と、これに基づく農業生産・出荷等、農業者・農業団体や事業者による自主的な取組を促進する。

(4) 製造段階における取組

食品安全管理に精通する人材育成や食品安全に係る製造技術情報の提供等の支援を通じ、食品製造事業者のHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入を推進するとともに、食品安全マネジメントシステム（ISO22000）の普及・啓発を行う。

(ウ) 流通段階における取組

平成16年10月に策定した卸売市場整備基本方針に基づき、平成18年度までに卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のための

マニュアルを作成し、卸売段階、仲卸段階、配送段階等における規範の策定と普及・定着を促進する。

(イ) 輸入に関する取組

水際における動植物検疫体制の充実や輸入食品の検査の強化等を図るとともに、輸入農産物のリスク管理に関する情報の収集・提供や、輸入野菜等の残留農薬の調査等の取組を強化する。

(オ) 家畜防疫体制の強化

家畜の伝染病の発生を予防する観点から、平成16年9月に策定した飼養衛生管理基準を周知徹底し、これに即し、畜産農家における家畜の衛生管理の向上を図る。また、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、国、地方公共団体、関係機関等が連携して、家畜の伝染病の発生及びまん延防止等に取り組む。

② リスクコミュニケーションの推進

食品の安全性確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、農業者、事業者等の関係者に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、関係者間の意見交換を密に行う。

③ 危機管理体制の整備

食品安全に関する緊急事態が生じた場合には、関係府省が連携して、問題食品の消費者等への供給の停止や問題食品の発生の防止に関する措置を速やかに講ずる。このため、緊急事態の発生要因ごとの個別対応マニュアル等を平成17年度までに整備するなど、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の連携の下、体制を整備する。

④ 研究開発の推進

科学的原則に基づいた食品安全行政の推進の観点から、リスク管理措置を検討する上で必要となるモニタリングやリスク低減技術の開発等を強化するため、産学官の連携による調査研究を実施する。

イ 消費者の信頼の確保

食品表示の信頼確保のため、国、地方公共団体や消費者による日常的な監視の充実、DNA分析技術の活用等により食品表示の適正化を推進する。

生産・加工・流通の各段階において、食品の生産や流通に関する情報が追跡・遡及できるトレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）について、牛肉のトレーサビリティ制度を適切に運営するとともに、牛肉以外の食品についても、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進する。

また、消費者に生産・流通履歴を始めとした農産物・食品の情報が正確に伝わるよう、JAS法に基づく規格と表示の充実を図る。具体的には、食品の生産履歴に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応し、平成17年度には農産物について、平成18年度には一部の加工食品について、それぞれ生産情報公表JAS規格を制定するほか、新たに流通情報に関するJAS規格を制定するための制度改正等に取り組む。さらに、従来の有機農産物及び有機農産物加工食品に加え、平成17年度に有機畜産物に関するJAS規格を制定する。

食品表示をさらに分かりやすいものに改善するため、「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示基準全般について見直しを進める。その一環として、加工食品の表示方法について、特色ある原材料の表示の充実や一括表示様式の弾力化を図ることとし、加工食品品質表示基準を改正する。また、主な原材料の原産地表示を進めることとし、平成18年度までに生鮮食品に近い加工食品の全てについて原則として表示を義務付けるほか、表示対象品目以外の品目についても表示を推進する。さらに、平成17年度に外食における原産地等の表示のガイドラインを整備し、これに基づき、外食産業による自主的な原産地等の表示の取組を促進する。

このほか、個々の事業者が果たすべき法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図るため、食品産業や農業団体による行動規範の策定を促進する。

（2）望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

国民一人一人が自らの食の在り方を見つめ直し、食について考える習慣を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実現するための取組を推進する。

ア 関係者と連携した国民運動としての食育活動の推進

食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を、関係者との十分な連携の下で、様々なメディアを活用しつつ、国民的な運動として推進し、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品に含まれる栄養素の働き、食文化、地域固有の食材及び農林水産業・食品産業等についての適切な理解を促す。このため、学校給食の一層の活用を通じた地場産農産物の利用の促進等を図るとともに、農林水産業に関する体験機会の提供等を促進するなど、若年層や高齢者層、子育て世代等の対象に合わせ、様々な形での実践的な取組を実施する。加えて、食料資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、食品の廃棄や食べ残しの減少を促進する。

こうした食育の推進に当たっては、都道府県・市町村段階において、教育、医療、保健、農業、食品加工・外食等様々な関係者間の連携の強化を促進する。

イ フードガイド（仮称）の策定と活用

国民が食生活の改善に向け、特に、30～60歳代男性の3割が肥満である状況の改善や、単身者や子育て世代への栄養・食生活に関する正しい知識の普及を推進する。このため、国民一人一人が食生活の問題点を把握し、健全な食生活の実現に向けた具体的な行動に結び付けることができるよう、適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド（仮称）を策定する。

また、食品産業が、外食メニュー、小売店等の売場、食品の包装等でフードガイド（仮称）を活用することを促進するためのマニュアルを平成17年度に策定し、その定着を図る。

さらに、食育の一環として、関係者と連携し、性別、年齢別等、対象を明確化した上で、フードガイド（仮称）の活用を中心に普及啓発活動を展開する。

（3）食生活の改善に資する品目の消費拡大

「日本型食生活」の実践を推進する観点から、米や野菜等、品目別に行われていた国産農産物の消費拡大対策を、これまでの対策の効果を踏まえ一体的かつ戦略的に実施する。その一環として、生活習慣病や体調不良の背景として、若い世代を中心に朝食の欠食の割合が高いことが指摘されている状況を踏まえ、朝ごはんをしっかりと取る習慣を身に付ける運動等の国民的な取組を積極的に展開する。これらの取組に当たっては、消費者が日々の食料を購入・消費する小売店・外食等の食品産業の参画を得るとともに、教育機関や医療機関、研究機関等と連携しつつ、啓発パンフレットや全国的なマスメディアの活用を図る。

米の消費拡大対策については、「日本型食生活」の実現のための一体的、戦略的な消費拡大対策の中心品目として、食育の取組に連動して、世代別の消費動向等を踏まえ対象者等をより明確にした施策に重点化する。また、学校給食における米飯給食については、実施回数が少ない地域における重点的な普及促進を通じ、週当たり実施回数全体の増加を図り、より一層の普及・定着を図る。このほか、消費者の簡便化志向や健康志向に対応した新たな米加工品の開発・普及や、米粉パン等の米の粉体利用を促進する。

（4）地産地消の推進

地域の農業者と消費者を結び付ける地産地消を、地域の主体的な取組として推進する。これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る。

その際、各地域において取り組むべき事項やその目標等を明らかにした地産地消の実践的な計画の策定を促し、これに基づき、地元消費者のニーズを把握するための交流活動や地場産農産物の普及活動等、農業団体や食品産業等関係者による自主的な取組を促進する。

さらに、地産地消の取組の一環として、直売や加工等の活動を促進するとともに、研修や講習会の実施等を通じて地産地消に取り組む人材の育成・確保を図る。加えて、成功事例の収集・紹介や地域間の情報交換を実施する。

(5) 食品産業の競争力の強化に向けた取組

食品産業は、食料の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競合が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう、競争力の強化を図る。

このため、産学官の連携や競争的研究資金制度の活用等を通じて、研究開発を促進する。特に、健康や食の安全に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、機能的食品の開発や食品の鮮度保持・品質管理の向上、食品の安全性の確保等に関する新技術の開発・導入を促進する。

食品流通については、卸売市場の再編・合理化、卸・仲卸業者等の経営体質強化と情報受発信機能の向上、出荷・物流コストの縮減、食品の品質管理の徹底を引き続き推進する。特に、食品や取引等の情報を、いつでも、どこでも提供・入手できるユビキタス・コンピューティング技術の活用等を通じ、集出荷・流通システムの効率化と高度化を推進する。また、流通業務の効率化を環境負荷の低減と一体的に促進するための制度を平成17年度に創設する。

さらに、消費者・実需者への農産物の直接販売やインターネット取引等の流通経路の多元化を促進するとともに、大規模小売業者と卸・仲卸業者等との間の取引の適正化を図る。

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針については、国内農業と食品産業の連携強化、情報技術の活用による流通の効率化等を一層進める観点から平成18年度までに見直しを行う。

このほか、食品産業の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用を図るため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく目標（平成18年度までに個々の食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%に向上）の達成に向けて、食品残さの飼料化・たい肥化等の推進を通じて、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生の抑制やリサイクルの推進等の取組を促進する。

なお、農林漁業金融公庫からの食品産業向け融資について、食品産業に係る課題を踏まえつつ、平成19年度までにその在り方を見直す。

(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

国際的な食料需給や貿易に関する情報の収集、食料輸出国との情報交換等を強化し、食料の安定的な輸入を確保する。また、食料輸入の安定化・多元化に資するよう、EPAの締結を通じ、輸出国における生産の安定を図るとともに、輸出規制、輸出税といった貿易阻害要因の除去等に努める。

さらに、世界的な人口増加やアジア諸国等の経済発展による食料需要の増大、地球温暖化の進行等、世界の食料需給の不安定化要因が増していることを踏まえ、不測時の食料安定供給確保のためのマニュアルについて、国民に対する普及・啓発を行うとともに、国内外の食料の需給動向を踏まえ、毎年度その実効性を点検し必要に応じて見直しを行う。加えて、消費者への価格の安定の観点も含め、米・麦等の適切かつ効率的な備蓄を行う。

(7) 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上地域の農業・農村の振興に関する技術協力及び資金協力やこれらの地域への食料援助を実施するとともに、アジア地域等の国際的な食料備蓄体制の整備等を推進する。また、EPAの締結を通じ、アジア諸国の農村地域の貧困削減等に向けて国際協力を適切に実施する。

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。このため、新たな経営安定対策の平成19年産からの導入に向け、地方公共団体や農業団体と密接に連携し、担い手の明確化を推進するための取組を重点的に実施する。

ア 担い手の明確化と支援の集中化・重点化

幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施する。

担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとしては、農業者自らの申請に基づき地域の実態を踏まえて担い手を明確にする認定農業者制度の活用を推進する。その際、目指すべき農業経営の指標の適正化、認定プロセスの透明性の確保等による運営の改善を徹底する。

また、構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、伝統的に地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、個別経営のみならず、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける。

さらに、これらの担い手が、優れた経営者としての能力を身に付け、意欲を持って自らの農業経営の発展を目指すことができるようにしていく観点から、新技術の普及や経営診断の実施等を通じて、技術及び経営管理能力の向上や経営の法人化に向けた取組を促進する。また、担い手の主体的な経営改善努力を側面から促す観点から、融資の更なる活用を推進する。

イ 集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進

土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため、小規模な農家や兼業農家等も、担い手となる営農組織を構成する一員となることができるよう、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進する。その際、地方公共団体や農業団体との連携の下、目標や相互の役割分担を明確にしながら、集落等が主体となって農地の利用調整を行う仕組みである農用地利用改善事業等を活用して農地の面的な利用集積を図りつつ、営農組織の特定農業団体化・特定農業法人化を推進する。

これらの取組を推進するに当たっては、構造改革の加速化の必要性、米政策改革の進捗状況、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化の進展状況とその要因分析等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、必要な施策を講ずる。また、営農組織に参画しない担い手の規模拡大努力を損なわないよう、十分に留意する。さらに、農作業の受託組織等のサービス事業体について、農地の利用集積の取組の促進と併せて、地域の担い手として発展することが可能となるよう、必要な施策を講ずる。

(2) 人材の育成・確保等

今後、農業従事者の大幅な減少が見込まれることに対応し、農業に携わる幅広い人材の育成・確保を推進する。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進する。

ア 新たな人材の育成・確保

将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力の確保を図るため、就業形態や性別等を問わず、新規就農を促進し、幅広い人材の確保を図る。特に、近

年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、情報提供や研修等の支援施策を拡充する。

また、将来の担い手となり得る農業者を育成するため、農業高校や農業大学校等における農業技術や経営管理に関する高度な知識・技術に関する研修教育の充実を図る。

イ 女性の参画の促進

農業就業人口の過半を占め、農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大等を促進する。また、農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進する。

さらに、女性の農業経営や地域社会への一層の参画のための環境整備として、女性の起業活動を促進するための研修等の実施を推進するとともに、女性の活動や子育て期等の負担軽減を支援する情報提供等の推進、女性農業者によるネットワークづくりを促進する。

ウ 高齢農業者の活動の促進

意欲のある高齢農業者が、その知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水等の農業・農村の基盤となる地域資源の保全管理等の取組を促進する。また、農業行政の経験者を含め、第一線を退いた農業内外の人材が、地域における担い手の育成・確保のコーディネーター等として積極的に活動することを促進する。

(3) 農地の有効利用の促進

担い手の育成・確保等を通じ、国内農業の食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用と構造改革の加速化を促進するため、特に土地利用型農業を中心に担い手への農地の利用集積を促進する。さらに、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた施策の強化や農業への新規参入の促進を図るとともに、優良農地を確保するための計画的な土地利用を推進する。

ア 担い手への農地の利用集積の促進

農用地利用改善事業について、農用地利用規程の規定事項を拡充するなど、その仕組みを充実させ、地域の話し合いと合意形成に基づいて、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を図りつつ、担い手に対し農地を面的なまとまりのある形で利用集積することを推進する。こうした取組を円滑に進めるため、地域の話合いの中で、小規模農家や兼業農家にとって、効率的かつ安

定的な農業経営の実現に取り組む担い手に農地を貸し付けたり、集落の営農組織に参加する場合の利点等について具体的に十分説明し、これらの農家が合理的な判断を行えるよう努める。その際、農地に関する地図情報の活用等により、農地の利用調整、あっせん等の取組を推進する。

また、生産性の高い農業を展開するため、農地保有合理化事業について農業生産法人への金銭出資や農地の貸付信託等の仕組みを導入するとともに、農業委員会が中心となって農用地利用集積計画に基づく農地の利用権の設定の仕組み等を活用することにより、いわゆる「農地版定期借地権」の適切な設定や交換分合等を進め、離農や相続に係る農地等の経営資源も含め、担い手に対して集団化・団地化した形で農地を利用集積することを促進する。

イ 耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化

地域の主体的な取組による耕作放棄地の発生防止・解消に向けて、市町村が中心となってその利用の増進を図る計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な耕作放棄地対策に取り組むこと等を促進する。また、農業委員会による指導の強化を促進するとともに、この計画に即した指導に従わない所有者の耕作放棄地について、都道府県知事の裁定により利用権が設定される仕組みを導入する。さらに、市町村が耕作放棄地の所有者に緊急的な管理を行わせたり、所有者が不明等の場合は自ら管理を行うことができる仕組み等を導入する。

ウ 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進する。その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についてもリース方式による農業への参入を可能とする仕組みを全国的に展開する。また、そのような地域においては、農地の権利取得の際の下限面積要件を引き下げることができるようにする。

エ 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等

地域の合意に基づく計画的な土地利用を通じて、優良農地の確保と有効利用を推進する。このため、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たって地権者だけでなく地域住民の意見を反映させる仕組みを導入するほか、農地転用許可基準を一層明確化するなど、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の客観性・透明性の向上を図る。また、公共転用における関係部局間の連携を強化するとともに、不法投棄等の違反転用事案について、農業委員会による立入調査の活用等により、都道府県と農業委員会が連携して迅速な対応を図る。

さらに、平成17年度に農用地等の確保等に関する基本指針を改定するとともに、優良農地の確保に向け、耕作放棄地対策や生産基盤の整備等を推進する。

(4) 経営安定対策の確立

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

ア 品目横断的政策への転換

複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証する。

① 諸外国との生産条件格差の是正対策は、国境措置の水準等により諸外国との生産条件格差が顕在化している品目（現時点でいえば、水田作は麦、大豆、畑作は麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ、等を想定。）を対象とする。また、この対策は、過去の作付面積に基づく支払と各年の生産量・品質に基づく支払を行うなどにより、需要に応じた生産の確保や生産性向上等の我が国農業の課題の解決に資するよう、留意する。

② 収入の変動による影響の緩和対策は、諸外国との生産条件格差を是正する対策の経営の安定にもたらす効果を見極めつつ、米及び上記対策の対象品目について必要性を検討する。

また、対象となる担い手は、認定農業者のほか、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本とする。これにより、専門的な農業経営が対象経営となり得ることはもとより、小規模な農家や兼業農家等も一定の要件を満たす営農組織に参画することにより、対象経営を構成する一員となることができるようにする。これらの政策転換について、平成19年産から導入することとし、モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速化の必要性、対象品目に関する制度の検討状況や米政策改革の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや、経営規模・経営改善の取組に関する要件等を具体化する。

イ 品目別政策の見直し

野菜、果樹、畜産等における品目別政策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に速やかに見直しを行う。その際、品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化する。

ウ 農業災害による損失の補てん

農業災害の発生時における損失の合理的な補てんが行われるよう、農業災害補償制度の適切な運用を図る。また、品目横断的政策の導入や品目別政策の見直しと合わせて、これらの政策との役割分担を整理し、この結果を踏まえて制度の在り方を見直す。

(5) 経営発展に向けた多様な取組の促進

農業者や食品産業事業者が、その主体性と創意工夫を十分に発揮して経営展開を行うことのできる環境を整備する。

ア 多様な経営発展の取組の推進

地域の自然条件や農地利用の制約等の実態に応じ、経営規模の拡大のほか、農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化等の経営発展に向けた多様な取組を推進する。

また、規模拡大等が困難な場合には、有機農産物の生産等高付加価値型の農業生産の展開や、都市近郊等の立地を活かした体験農業や観光農業等の経営発展の取組を推進する。

なお、米の需給調整の在り方については、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築する。

イ 農業と食品産業との連携の促進

産地において、農産物の低コスト化、大ロット化、品質管理等の促進や、他地域との連携による周年安定供給を可能とするリレー出荷体制の整備等、加工・外食用需要に対応した取組を推進する。

また、地域の食材、人材、技術その他の資源を効果的に結び付け、地域に密着した食品産業の振興を図るため、農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築（食料産業クラスターの形成）を推進する。このため、食料産業クラスター形成のための協議会を各地方に設立し、加工適性に優れた品種や新たな加工技術の開発・導入、地域食材を活用した新商品の開発等の取組を推進する。

さらに、技術開発や品質向上に向けた取組等の成果として各地に存在している産地ブランドが、消費者の信頼を得て、農業や食品産業の新たな発展の基礎として更に価値あるものとなっていくよう、その育成・確立や適切な保護を推進する。その一環として、ブランド確立に向けた関係者の意識の醸成、ブランド生成を支える技術開発、国内外での販路開拓・情報発信支援、ブランド展開を支える人材の育成、知的財産権の取得やそのための情報収集等に向けた主体的な取組を促進する。加えて、食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保を図るとともに、平成17年度から、コーディネーターに関するデータベースを整備する。

ウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進する。このため、海外における通年の販売促進等の販路創出・拡大に向けた取組や、日本の食文化の海外への普及に向けた取組、輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進する。また、輸出相手国の要求に即した検疫条件の整備を進めるほか、輸出コストの低減に向けた流通ルートの共同化等を促進する。

このほか、各国の制度や商慣行等を把握し、関係者が利用しやすいデータベースを整備するとともに、検疫や通関等、相手国の制度で輸出阻害の要因となっているものについて、相手国に対し必要な改善を要請・折衝する。さらに、EPA交渉等の場において、輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていく。

これらの取組に当たっては、関係府省、地方公共団体、関係団体等の幅広い関係者から構成される協議会を早期に設立し、関係者一体となった取組体制を構築する。

(6) 経営発展の基礎となる条件の整備

ア 生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及

国内農業の食料供給力の重要な要素であり、将来の農業発展の可能性の基礎となる農業技術の開発を計画的・効率的に行うため、数値目標を含めた期別達成目標等を明確化した農林水産研究基本計画を新たに策定する。この計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化する。また、新技術の開発と並行して担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る。さらに、情報通信・ロボット技術、ナノテクノロジー、ゲノム科学

等の先端技術を積極的に取り入れ、生産性の大幅な向上に結びつく革新的な技術や機能性を付与した農産物の開発等を進め、国内農業の競争力の強化につなげていく。

イ 新品種等の知的財産権の保護・活用

試験研究機関が取得した特許権等の民間企業での活用を促進するため、その橋渡しを行うTLO（技術移転機関）の活動を強化する。また、新品種等の保護のため、育成者権等の侵害に対する対策や国内制度の改善を図る。あわせて、アジア諸国等に対して植物品種保護制度の整備・拡充の働きかけを行う。

ウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、農協系統や資材メーカー団体等の関係団体及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」を平成17年度中に改定し、数値目標等の達成に向けた取組状況を定期的に公表するよう促す。また、これらの行動計画において、大口需要者向け価格の設定の拡大等担い手の資材費低減に資する取組や、農業者のコスト意識を高めるための取組を強化することを促す。

(7) 農業生産の基盤の整備

農地・農業用水は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

ア 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する。また、特色ある産地づくりなど地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、地域の営農ビジョンに即し、水田の汎用化や畑地かんがい施設の段階的整備等を推進する。さらに、中山間地域等においては、整備水準の弾力化等、立地条件に応じた整備を推進する。

イ 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

農業用水を適切に供給するため、基幹から末端まで一貫した用水供給機能・排水条件を確保する。また、既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全てのコスト）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する。その際、これらの施設の円滑な管理がなされるよう、土地改良区に係る体制や制度を整備する。

また、集中豪雨や地震等による農地災害の未然防止等の観点から、農地防災対策のための施設整備、ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備を推進する。

ウ 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

豊かな田園自然環境を形成するため、生態系・景観・文化等の農村環境の総合的な保全・形成に配慮した基盤整備を実施する。また、農業用水の有効利用や地域用水機能の発揮を促進する。

エ 効率的・効果的な事業の実施

地方の実情に即した事業執行が行われるよう、地方公共団体の裁量を高めた仕組みを平成17年度から導入する。また、費用対効果分析手法の改善等の事業評価手法の充実、設計や調達の最適化等を通じた総合的なコスト削減対策の推進等を図る。

(8) 自然循環機能の維持増進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図る。また、農山漁村に豊富に存在するバイオマスの利活用を促進する。

さらに、京都議定書における温室効果ガス総排出量の削減約束の達成に向け、農業生産における省エネルギー化及び新エネルギー利用の推進やそのための有効な手法の開発等、農業分野における地球温暖化対策の充実を図る。

ア 環境規範の実践と先進的取組への支援

環境と調和の取れた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）。

さらに、持続性の高い農業生産方式の導入支援策を引き続き行うとともに、環境保全が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施する。

イ バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を通じ、農業の自然循環機能の維持増進や農村の振興を図るため、関係者の理解を醸成しつつ、バイオマスの利活用計画の策定、バイオマスの変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進する。

同時に、バイオマスの利活用の経済性を高め、経済社会システムへの浸透を図るため、バイオマスの効率的な収集システムの研究開発や、植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発を進めるとともに、バイオマス由来の製品やエネルギーについての規格を整備する。

さらに、食料生産の枠を超えた農業の新たな展開を促進するため、従来利活用の中心であった廃棄物系バイオマスだけでなく、稲わらやさとうきび等から液体燃料を製造するなど、未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進する。

このほか、公的機関によるバイオマス製品の一層の調達に努める。

これらの取組に当たり、関係府省の連携を図るとともに、平成17年中にバイオマスの利活用の現状と課題を検証の上、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを行う。

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源の保全管理政策の構築

食料の安定供給の基盤である農地・農業用水や、豊かな自然環境、棚田を含む美しい農村景観、地域独自の伝統文化、生物多様性等の地域資源について、少子高齢化の進行等の農村構造の変化や、ゆとり、安らぎ、心の豊かさの重視といった国民の価値観の変化、国土の計画的な利用の促進の観点を踏まえ、将来にわたって良好な状態で保全管理が確保されるための政策を構築する。

ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。このため、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施する。

イ 良好な農村景観の形成等

棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するため、地域住民の合意形成や都市住民等との連携を図りつつ、景観農業振興地域整備計画の策定を通じて、景観に配慮した施設の整備や、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図る。また、農村の豊かな自然環境の保全・再生や多様な伝統文化の保存・継承を推進する。

(2) 農村経済の活性化

ア 地域の特色を活かした多様な取組の推進

地域の特性に応じた農業の展開や、バイオマスを含む地域資源の活用を図る。また、農産物の加工、地産地消の取組、農業と地域の商工業との連携、情報通信技術を活用した特産品販売や観光地域づくりを推進することにより、地域の主体性と創意・工夫を活かした多様な産業の育成を推進する。その際、女性や高齢者を含め、農村内外の多様な主体が有する技術や能力の発揮を促進する。

これらの実施に当たっては、構造改革特別区域制度や地域再生に向けた枠組みの活用による規制緩和等を促進するとともに、先進事例を全国へ発信・奨励していくことを通じて、地域自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進する。

イ 経済の活性化を支える基盤の整備

地域の実情に応じて、農村の経済を支える多様な産業の振興を図るための基盤として、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワーク等を整備するとともに、農産物等の輸送の効率化のための物流拠点の整備を行う。また、新たな産業の起業を目指す人材の育成や人的ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

ウ 中山間地域等の振興

中山間地域等においては、他地域に比べ過疎化・高齢化の進行が著しいことを踏まえ、農業その他の産業の振興による就業機会の増大、多面的機能の確保や定住の促進を図るための施策を総合的かつ計画的に講じる。その際、林業振興との密接な関連性に配慮する。

特に、今後も耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する。その際には、集落の将来像を明確化し、担い手の育成、生産性の向上、集落間の連携の強化を推進するなど、自律的かつ継続的な農業生産活動に向けた取組を促進する。このほか、鳥獣被害の防止に向けた対策を推進する。

(3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

ア 都市と農村の交流の促進

都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともにこれを通じた農村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進する。具体的には、体験学習等の場としての農村の活用を推進するとと

もに、市民農園の開設の要件を緩和するなど、農地の利用機会の拡大を図る。また、都市の学校関係者、食品関係企業、自然体験活動に取り組むNPO等と、農村の地方公共団体や農業団体等の連携による都市と農村の相互の情報発信の強化や、農業・農村体験の提供等を通じて、観光立国の枠組と連携したグリーン・ツーリズムの取組を推進する。

これらの取組と併せ、都市住民との広域的な交流・連携の軸となり、また地域の魅力を高め交流の増大を図るための道路や、河川、公園等の整備、歴史的施設の保全・利活用を促進する。

イ 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業が、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、心やすらぐ「農」の風景に触れ「農」の営みを体験する場の提供、更には災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空地）の確保、ヒートアイランド（都市の中心部における高温地域の発生）現象の緩和といった都市住民のニーズに一層応えていくことができるよう、住民も参加した都市農業のビジョンづくりを支援する。また、農産物の直接販売、市民農園、学童農園等における農業体験や交流活動、心から落ち着ける緑地空間の形成、防災協力農地としての協定の締結等の取組を推進する。

ウ 多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生

複数集落の機能の統合に向けた取組の後押しや、新規就農・UJIターン等による幅広い形態の定住の促進を通じて、新たなコミュニティづくりを推進し、集落機能の維持・再生を図る。また、地域住民全体の参加・協力による農村の生活環境施設の保全・管理体制の整備等、多様な主体が参画する取組を推進する。

(4) 快適で安全な農村の暮らしの実現

ア 生活環境の整備

地域の裁量を拡大した仕組みを強化しつつ、農業生産基盤と農村の生活環境の一体的・効率的な整備を推進する。また、農村における生活環境の向上等を図るため、道路や、汚水処理施設、上水道等の整備を、関係府省間の連携を強化した枠組みを平成17年度から導入するなどにより、効率的・効果的に推進する。

都市とそん色のない高水準の情報の提供による地域住民の利便性の向上や、情報技術の活用による流通の効率化、営農の合理化を通じた地域経済の活性化の観点から、e-Japan戦略を踏まえ、都市地域に比べて遅れている高度な情報通信基盤の整備を推進する。特に、近年発達がめざましい情報通

信技術が農村において十分に活用されるよう、ケーブルテレビ、携帯電話等の多様なサービスの提供、光ファイバー網等の整備を推進する。

さらに、交通安全施設等の整備を推進するほか、農村における高齢化の進展等を踏まえ、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。また、地域の生活に密着した交通サービスの維持・活性化や良好な自然環境を有する居住環境の確保、適切な教育環境の整備、多様な伝統文化の保全・継承を推進する。

イ 医療・福祉等のサービスの充実

多世代が交流し、高齢者の技術や知恵を活かせるという農村の利点にかんがみ、高齢者が健康で生き生きと生活できるよう、良質で効率的な医療サービスの確保や保健福祉サービスの充実等高齢者に配慮した環境の整備を推進する。

ウ 安全な生活の確保

農村における人口の減少や高齢化が進展する中で、集中豪雨や台風、地震等の自然災害に対して安全で安心できる生活環境の確保を図るため、災害の予測や的確な情報の伝達といった対策と防災施策の整備が一体となった治山・治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進する。また、除雪等の冬期交通確保対策を推進するとともに、農地防災対策、農地保全対策等を推進する。

4. 団体の再編整備に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、これらの団体に関連する食料、農業及び農村に関する諸制度の在り方の見直しと併せて、効率的な再編整備や体制の見直しを行う。

また、特に担い手の育成・確保に向けた施策の効率的実施や農業者の利便性の向上の観点から、役員から現場の最前線の職員までの意識改革を促すとともに、これら団体や関係機関相互における、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進する。

さらに、地域の関係者が一体となった取組を促進するため、地域のニーズに応じ、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同実施なども含め、団体間の連携を促進する方策について検討する。

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 政府一体となった施策の推進

食料・農業・農村に関する政策は、国民生活や我が国の経済社会の幅広い分野に関係し、その推進には関係府省の密接な連携が不可欠である。このため、内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策の推進を図るものとする。

2. 施策の工程管理と評価

この計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程表を速やかに作成し、それを的確に管理することとする。

また、施策の工程管理において、政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくものとする。

3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、政策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。新たな施策を講じるに当たっては既存施策の廃止・見直しを徹底することにより、施策の実施に必要な国民の負担を合理的なものとするとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について国民の理解と納得を得る観点から、将来の負担の見込みを含め、国民に分かりやすく提示するよう努める。

4. 的確な情報提供を通じた透明性の確保

施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。また、幅広い国民の参画を得て施策を推進する観点から、施策に関する国民との意見交換を密に行うとともに審議会や研究会への国民の参画を推進する。

5. 効果的・効率的な施策の推進体制

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に際しては、その考え方や具体的内容が生産現場に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底を十分に行う。また、過疎化・高齢化・混住化の進行、市町村合併の進展等により、地域を動かす力が弱まっている。このため、地方公共団体・農業団体を始め地域の関係者が一体となり、女性の積極的な参画も得て、新たな施策が農業・農村の現場の最前線まで浸透し、具体的取組として展開されるよう、人材の育成や組織づくりを促進する。また、施策の担い手への集中化・重点化等の新たな政策ニーズへの対応や効率性の向上の観点から農林水産統計の見直しを行うなど、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行う。

参 考 付 表

(第1表) 主要品目における対応方向

品 目	主 な 対 応 方 向
米	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域水田農業ビジョンの実現等を通じて、担い手への農地利用の集積や集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を図るとともに、全国レベルの客観的な需給見通し等の情報提供を通じて需要に即応した米づくりを推進 ○ 無菌包装米飯、冷凍米飯等への加工適性に優れた品種、アレルギーの原因となる物質が少ない品種等多様なニーズに対応しうる品種の開発・普及、環境保全型農業を推進 ○ 外食・中食等のニーズに対応したきめ細かな品質管理を可能とする産地体制の整備を推進 ○ 米と他作物を組み合わせた水田輪作体系の確立と水稻直播等の低コスト技術の普及を推進
麦 類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間流通制度の見直し、品質に重点を置いたランク区分の設定、地域の条件も踏まえた麦種への転換の推進等により、麦種・用途毎の実需者ニーズに応じた良質な麦の計画的な生産を推進 ○ 実需者・生産者等の連携・協力の下で、育種段階からの加工適性評価とこれに基づく新品種の計画的な導入・作付拡大、品質分析に基づいた仕分け出荷等を推進 ○ 担い手への生産集積の加速化や集落を基礎とした営農組織等の育成・法人化、早生多収品種の育成・普及、作柄安定化技術の普及等により、単収の向上・安定化を推進
甘 しょ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階からの実需者による加工適性評価の実施、定温定湿貯蔵による供給期間の拡大等により、ニーズに応じた供給体制の整備を推進 ○ 担い手への農地利用の集積等による生産規模の拡大に対応した高性能作業機械の導入等を推進
馬鈴しょ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階からの実需者による加工適性評価の実施、定温定湿貯蔵やリレー出荷による高品質原料の周年供給等により、ニーズに応じた供給体制の整備を推進 ○ 省力的で収穫時に馬鈴しょに傷が付きにくい機械化栽培体系（高能率で石等を除き、うね立てした上で植え付ける方式）の確立、切断作業が不要な小粒種いもの活用等を推進
大 豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ は種期の雨による播き遅れや発芽不良等を回避するための、土壌条件に適した不耕起は種等の技術を確立・普及 ○ 契約栽培取引や流通制度の改善、育成段階からの実需者による加工適性評価等により、実需者ニーズを的確に反映した生産を推進 ○ 担い手への生産集積の加速化、集落を基礎とした営農組織等の育成・法人化、加工適性に優れコンバイン収穫に適した品種の育成・普及を推進

品目	主な対応方向
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手の育成・確保に関する目標を設定した産地への生産・流通対策の重点化、新たな工法を用いた低コスト温室の開発・普及や機械化一貫体系の確立等を推進 ○ きめ細かな需要に対応した栽培技術体系の確立、下ごしらえ等一次加工機能を備えた流通拠点の整備、産地間連携によるリレー出荷等を推進 ○ 低温高湿での貯蔵技術等を活用した高度な鮮度保持体制の整備、糖度等の食味や健康増進効果等の機能性を重視した新品種の普及等、高付加価値化に向けた取組を推進
果実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産地が主体となって策定する果樹産地構造改革計画に基づき、担い手を明確化し、園地集積、基盤整備、労働力確保の取組、省力・低コスト技術の導入等を推進 ○ 国産果実の端境期需要への対応を考慮しつつ、供給過剰が見込まれる品目・品種から食べやすさ等に着眼した高品質品目・品種への改植、品質管理の高度化等を推進
花き	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームユース需要に対応した短茎多収栽培技術の開発・普及、オリジナル品種の開発によるブランド化等により、多様なニーズに対応した供給を推進 ○ バケツ低温流通の拡大による日持ちの良い花きの提供を推進 ○ 省力技術の開発・普及、生産施設の低コスト化等により、効率的生産を推進
畜産物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全効果の高い家畜排せつ物処理施設への移行や、たい肥の需給を踏まえた家畜排せつ物の地域循環利用・高度利用・広域利用を推進
生乳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修システムの整備や離農跡地等の有効利用による円滑な経営継承の推進により、新規就農を促進するとともに、土地基盤に立脚した経営体を育成 ○ 乳用牛の改良、ほ乳ロボット等の新技術の活用等による飼養管理の普及を通じて低コスト化を推進 ○ 酪農ヘルパー、コントラクター、公共牧場等の活用の促進により、省力化を推進 ○ 生クリーム等液状乳製品、チーズ等に仕向けられる生乳の供給拡大、集送乳及び乳業の合理化により、流通・加工コストの低減を推進
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修システムの整備や離農跡地等の有効利用による円滑な経営継承の推進により、新規就農を促進 ○ 遺伝的能力の高い繁殖雌牛の導入による規模拡大、肉用牛の改良等を通じて低コスト化を推進 ○ 肉用牛ヘルパー、コントラクター等の活用の促進により、省力化を推進 ○ 食肉処理施設における実需者のニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等を通じ、高付加価値化を推進

品 目	主 な 対 応 方 向
豚 肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種豚の改良及び人工授精の普及等を推進 ○ 食肉処理施設における実需者のニーズにきめ細かに対応した部分肉加工等を通じ、高付加価値化を推進
鶏 肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肉用鶏の改良、在来鶏等を活用した高品質鶏肉の生産、地鶏特定JASへの対応等のブランド化の取組を推進 ○ 食鳥処理施設における実需者のニーズにきめ細かに対応したカット・スライス等を通じ、低需要部位の高付加価値化を推進
鶏 卵	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卵用鶏の改良、付加価値の高い鶏卵の生産等により、ブランド化の取組を推進 ○ 国が作成する鶏卵生産指針を参考とした生産者の自主的な取組による需給動向に応じた計画的な生産を推進
てん 菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同利用による大型収穫機等の導入を通じた作業の効率化、低温下で発芽・生育が良い品種の育成・普及や狭畦栽培の導入による直播栽培の普及を推進 ○ てん菜糖の需要動向等の情報提供を通じた作付指標に基づく計画的生産を推進
さ と う き び	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産法人等の生産組織の育成、農地の利用集積と地域の実情に応じた農作業機械の活用による機械化一貫体系の確立を推進 ○ 高糖・安定多収品種等の育成・普及、春植・夏植との組み合わせが可能な秋植・秋収穫栽培技術体系の確立等を推進
茶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗用型摘採機、優良品種の普及等により、省力化を推進 ○ 高度な荒茶加工を可能とする体制の整備を推進
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕畜連携の強化により、稲発酵粗飼料や水田裏作飼料の生産、国産稲わらの飼料利用、良質なたい肥の耕種農家への供給等の取組を推進 ○ 耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地や水田を活用した放牧、畜産農家への農地利用の集積・団地化、計画的な草地更新、地域の条件に適した多収品種の育成・普及を推進 ○ コントラクターや公共牧場の活用による飼料生産の組織化・外部化やこれらの支援組織の自給飼料を主体とした完全混合飼料の調製・供給まで受託する組織への発展を推進

(第2表) 研究・技術開発の展望

	今後10年間の主な達成目標 (数値目標は研究開発段階での達成水準)
生産技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ おにぎり用の冷めても硬くなりにくい米、カット野菜用の大玉で歩留まりが高いたまねぎ等、中食・外食のニーズに対応した品種を育成 ○ 食味や食感、成分の変動要因を解明するとともに、皮がむきやすいかんきつや、辛みが少ないねぎ等、消費者のニーズに対応した品種を育成 ○ 衛星の画像情報や地理情報等を活用した作物の生育診断や施肥管理等により、品質管理(米の食味、小麦の加工適性に関係するたん白質含有量等)を広域に実施できる技術体系を確立
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊飯後時間が経過してもばさつかない等、無菌包装米飯、冷凍米飯等への加工適性に優れ、収量が1割程度高い品種を育成 ○ DNAマーカーの活用により、「ひとめぼれ」より耐冷性が強く、いもち病耐性を併せ持つ良食味品種等、複数の耐性を有する品種を育成
麦	<ul style="list-style-type: none"> ○ めん色が一層良く(評点16点以上/20点満点)、輸入小麦並に製粉歩留が高い日本めん用や、地産地消に活用できるパン用等の小麦品種を育成 ○ 押し麦、焼酎、麦茶、ビール等の加工適性に優れ、収量が1割程度高い大・はだか麦品種を育成
いも類	<ul style="list-style-type: none"> ○ フレンチフライ(大粒で歩留まりが高い)、ポテトチップ(低温で貯蔵しても焦げ色が付きにくい)に適した馬鈴しょ、形や大きさの揃いが良く機械による皮むきに適した甘しょ等の加工適性に優れた品種を育成 ○ 省力的で収穫時に馬鈴しょに傷が付きにくい機械化栽培体系(高能率に石等を除き、うね立てした上で植え付ける方式)の確立、切断作業が不要な小粒種いもの活用等により、労働時間を4割程度低減
大 豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ は種期の雨による播き遅れや発芽不良等を回避するため、地域の気象・土壌条件に応じた耕起・播種技術体系(不耕起播種、部分耕播種等)を確立(収量が1割程度向上) ○ 広域適応性を有し、コンバイン収穫適性に優れた豆腐用の高たん白品種(たん白質含有量43%以上)を育成
園 芸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部材の溶接が不必要な新工法を用いた低コスト大型温室(建設コストを5割程度低減)と大型施設に対応した環境制御・栽培技術を確立 ○ りんごについて、現状のわい性台木を最大限活用できる整枝技術の改善等により省力栽培体系(労働時間を2割程度低減)を確立するとともに、苗木が増殖しやすい新たなわい性台木系統を育成 ○ 花きについて、短茎多収生産技術(スプレーギクの収量が4割程度向上)等のホームユース需要に対応した低コスト・周年生産技術、糖質等を活用した品質保持技術(トルコギキョウの日持ちを2倍程度延長)を開発
畜 産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田や耕作放棄地等を活用した肉用繁殖牛の周年放牧飼養技術、放牧草地からの養分摂取量推定手法の開発とその技術を用いた放牧酪農における精密飼養管理技術を開発 ○ 生理活性物質等を活用した細胞培養技術等の高度化により、受精卵移植の受胎率を5割から7割に向上

	今後10年間の主な達成目標（数値目標は研究開発段階での達成水準）
生産技術	
畜産 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜疾病の簡易・迅速診断法(高病原性鳥インフルエンザの検査時間を5割程度短縮)を開発するとともに、投与が簡易に行えるワクチンを開発 ○ DNAマーカーの利用により、肉質(サシ等)・枝肉重量等に優れた種畜を効率的に選抜
工芸 農作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ てん菜について、低温下で発芽・生育が良い品種の育成、狭畦直播栽培用播種機の開発等により、直播技術体系を確立(従来の直播栽培に比べ収量が1割程度向上) ○ さとうきびについて、現状の品種よりも糖度上昇が早く10月の収穫が可能な品種の育成等により、秋植・秋収穫栽培技術体系を確立 ○ 茶について、炭疽病抵抗性を有し、「やぶきた」より1週間程度早く摘採できる早生品種を育成
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発酵粗飼料用稲について、収量が高く(11TDNトン/ha)、直播適性やいもち病抵抗性の高い品種の育成、汎用型の自走式ロールベアラの開発、ロールベールや混合飼料の梱包・流通技術の改良等により、生産コストを3割程度低減 ○ 各地域に適した収量が高いとうもろこし(11~13TDNトン/ha)、牧草(例:チモシー6TDNトン/ha)の品種を育成
食品の 安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農畜産物、食品、飼料中の有害物質(重金属、かび毒等)について信頼性が高く低コストで迅速な分析技術を開発 ○ 有害物質やドリン系農薬によるリスクを低減するための技術(土壌改良資材等を利用して作物への吸収を抑制する技術、浄化植物に土壌中の重金属を吸収させ除去するファイトレメディエーション技術等)を開発 ○ BSEの発症メカニズムを解明し、迅速診断技術(確定診断の検査時間を5割程度短縮)を開発
消費者の 信頼確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子タグ等の情報通信技術を活用して、生産者による農薬等の使用状況や事業者による入出荷・輸送状況等の記録を自動化・簡素化し、消費者等がいつでも、どこでも、食品の生産・流通・品質に関する情報を入手できるシステムを確立 ○ DNA分析による品種判別技術の適用可能な農畜産物・加工品を拡大するとともに、産地等を判別可能な技術を開発
食品産業 の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加熱殺菌により栄養成分を損ないやすい生鮮食品・食材について、電磁波、圧力、天然抗菌物質等を活用した殺菌技術、過熱水蒸気等を利用して現状の2倍程度の保存を可能とする一次加工技術を開発 ○ 乳酸菌や酵母等を利用して機能性を強化した加工食品(機能性オリゴ糖を含むヨーグルト等)の生産技術を開発・改良 ○ 塩分濃度が高いため、再利用が困難な醤油粕等の食品加工副産物から効率的に塩分を除去し、たい肥等としての再利用を促進するため、耐塩性を改良した酵素やその組合せ技術を開発

	今後10年間の主な達成目標（数値目標は研究開発段階での達成水準）
経営支援	○ 経営、販売、財務データ等処理するソフトウェアの統合等により、農業経営者による作付作物・品種、機械・施設の導入、農産物の販売先の選択等を支援するシステムを開発
生産基盤の整備・保全	○ 農業水利施設の長寿命化、更新適期における更新整備の適切な実施を図るため、現状の機能を診断する技術及び将来の機能変化を予測する技術を開発し、補修・更新の時期、補修・補強すべき機能、その場合に採用すべき工法等を総合的に選択する手法を確立 ○ GISを活用した三次元画像シミュレーションの開発等を通じて自然環境や景観に配慮した農村環境の計画・管理手法を確立するとともに、親水・生態系保全型水路への改修工法等を活用した効率的整備技術を開発 ○ 一時的に水があふれても決壊しない「ため池」等、豪雨・地震からの耐久性を向上させる設計・工法技術を開発するとともに、GIS等を活用し、農地・農業用施設等の被災が原因となる災害を対象とするハザードマップの作成技術及び災害予測システム等を確立
環境	○ ロックウールと酸化チタン膜（光触媒）等の安価な代替資材を組み合わせた悪臭低減技術及びもみがら等の未利用資源を活用した成分調整技術の改善により、たい肥生産コストを2割程度低減 ○ 排水処理施設に装備される脱窒装置の改善等により、畜舎から排出される汚水の硝酸性窒素を低減（濃度を常時100mg/リットル以下）する技術を開発 ○ 在来天敵の誘導・定着化、農作物が本来有する病害抵抗性の誘導等、生物機能を活用した防除技術を開発 ○ GPSを用いた有害野生鳥獣の行動範囲や食害予測等の調査に基づく電気柵等の効果的利用技術、持続的なすみ分けを可能とする緩衝地帯の設置や追い上げの効果的な手法等の防除技術を開発 ○ 新しく開発される遺伝子組換え生物による周辺の動植物への影響評価手法や、定量PCR法等による高精度・迅速な検出技術を開発
バイオマス	○ 熱分解ガス化技術等を活用したバイオマス高効率変換技術（一日当たりバイオマス処理量20トン程度のプラントにおけるエネルギー変換効率が電力として20%程度、トータルエネルギー回収率が80%程度）を開発 ○ 地域循環システムの構築に資するため、地域特性に応じた農畜産業からのバイオマスのカスケード利用技術（肥料、飼料、発電用エネルギー源として多段階的に利用する技術）を開発
先端技術の活用	○ 遺伝資源の収集や有用遺伝子の単離・機能解明をさらに進めるとともに、複数の有用な形質を短期間で導入するゲノム育種技術を開発 ○ 新たな育種技術を活用し、収量性や機能性を飛躍的に向上させた作物（食用、飼料用、油糧用等）を開発 ○ かいこの遺伝子組換えによる抗菌性繊維や動物医薬等の生産技術を開発 ○ いちご等の自動収穫を可能にする収穫ロボットを開発 ○ バイオチップによる迅速判別法や疫学調査等を組み合わせた食品の健康機能性に関する総合的な研究手法を確立するとともに、人の健康への効果を検証しつつ機能性を有する食品等を開発 ○ 100ナノメートル（1cmの10万分の1）以下の微細な粒子を利用して、カテキン等の機能性成分を食味を損なうことなく食品に安定的に取り込む技術等、ナノテクノロジーを活用した食品加工技術を開発

(第3表) 農地の見通しと確保

○ 平成27年における農地面積の見込み

○ これまでのすう勢を踏まえ、耕作放棄の抑制等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

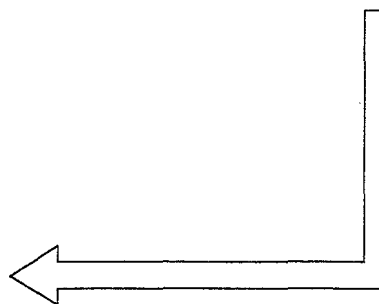
平成16年現在の農地面積 471万ha



すう勢	平成27年までの農地の増減	施策効果	平成27年までの農地の増減
耕作放棄の発生(すう勢)	△26万ha		
		耕作放棄の発生抑制・再活用等 〔 基盤整備の実施、担い手への農地の利用集積、生産条件の不利を是正するための支援、耕作放棄地の解消、農地の造成等 〕	+19万ha
農地の転用	△14万ha		



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の
平成27年時点の農地面積 431万ha (すう勢)



平成27年時点で確保される農地面積 450万ha

(第4表) 熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量
(平成27年度試算)

食料自給率目標が達成された場合における農地面積、農業技術水準等の下で、国内農業生産によって国民に供給できる熱量が不測時において最大どれほど確保できるか検証するため、熱量効率を最大化した形でわが国の農業生産基盤を活用した場合の供給可能量を試算した。

		平成15年度	試算(ケース1)	試算(ケース2)
一人一日供給熱量		2,588kcal	1,880kcal	2,020kcal
		kg	kg	kg
一人 一年 当 た り 供 給 純 食 料	米	62	84	51
	小麦	33	21	21
	大麦・はだか麦	0.3	2	2
	いも類	20	84	282
	大豆	7	12	12
	野菜	95	52	33
	果実	40	19	19
	牛乳・乳製品	93	12	12
	肉類	28	3	4
	鶏卵	17	2	2
	砂糖	20	7	7
	油脂類	15	1	1
魚介類	36	31	31	

- ・ ケース1は、水田の全面積で米を作付け、供給熱量を最大化。
- ・ ケース2は、水田のうち湿田以外の2分の1にいも類を作付け、残りの全水田で米を作付け。

(注) 試算の前提

- ・ 熱量効率優先の供給へ作付けを転換。
- ・ 農地面積及び単収は、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標で示したものと同一。

(参考) 昭和20年代等の供給熱量(kcal/人・日)

昭和23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1,852	1,927	1,945	1,858	1,995	1,933	1,951	2,217